

## 保険料の納付が困難な場合

保険料の納付が困難な場合は、次のような制度もありますので、できるだけ早めに管轄の年金事務所にご相談ください。

### ○ 保険料の納付の猶予

保険料の納付が困難な場合は、納付の猶予の制度を受けることができます。

納期限までに保険料が納付されない場合、延滞金が発生する場合がありますが、猶予の制度を受けたときは、延滞金の全額又は2分の1の額が免除されますので、お早めに年金事務所にご相談ください。

#### ① 災害による納付の猶予

災害により直接財産に相当な損失を受けたとき

※ 被災の状況や事業の現況等により、猶予を受けられない場合もあります。

#### ② 通常の納付の猶予

災害による事業の悪化、売上の減少、取引先の倒産等の理由により、一時に納付することができないと認められるとき

※ 通常の納付の猶予の申請には原則として担保が必要となります。

### ○ 標準報酬月額の変動の特例

平成23年3月1日に被災地域において適用されていた事業所が、大震災による被害を受けたことにより、被保険者に支払う報酬に、厚生年金保険、健康保険及び船員保険の標準報酬月額と比べ著しい変動が生じたときは、変動した月から標準報酬月額を改定ができる場合があります。

※ 標準報酬月額の変動の特例は平成23年3月から平成24年2月までに受けた報酬が対象となります。

### ○ 保険料免除の特例

平成23年3月1日に被災地域において適用されていた事業所が、大震災による被害を受けたことにより、被保険者の賃金の支払に著しい支障をきたしているときは、厚生年金保険、健康保険及び船員保険の保険料の免除ができる場合があります。

※ 保険料免除の特例は平成23年3月納付分（平成23年2月分保険料）から平成24年2月納付分（平成24年1月分保険料）までの保険料が対象となります。

### ○ 「標準報酬月額の変動の特例」及び「保険料免除の特例」の終了

「標準報酬月額の変動の特例」及び「保険料免除の特例」については平成24年2月をもって終了しますが、特例措置の期間内に要件を満たしているときは対象となりますので、年金事務所でご相談ください。